

# デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第5項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画について、下記の通り意見を申し上げます。

## 記

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、地方の意見を丁寧に聴き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体が重点計画に基づき進めている取組について、進捗に支障をきたすことのないよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、急速なデジタル化に伴うデジタルデバイド対策については、今後、都市自治体の更なる取組・役割が想定されることから、独自の取組を行う都市自治体への必要な支援を行うこと。

2. デジタル田園都市国家構想の実現にあたっては、同構想を推進力として、これまで積み上げてきた地方創生の取組についても一層強力で推進することが重要であることから、国は、地方への人や仕事の流れをつくり出す施策の推進やデジタルの力を活用した地域活性化を図る取組を後押しするため、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じること。

3. 地域のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であるが、都市部への人材流出・偏在による弊害が顕在化していることから、官民学連携など効果的な人材育成や人材還流促進の取組を確実に実施すること。また、都市自治体におけるデジタル人材の育成・確保についても、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより進むよう、更なる支援を行うこと。

4. 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについて、令和7年度を目標に、ガバメントクラウド上に構築されたシステムへ移行し、統一・標準化を目指すとしているが、都市自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期が様々であり、移行にかかる前提条件が異なることを踏まえ、人材面や財政面等に不安を抱える地方の実情に応じた柔軟な支援を確実に行うこと。

特に、システム移行に係る経費については、デジタル基盤改革支援補助金の補助基準額の上限の大幅な超過が懸念されることから、上限額の見直しなど確実な支援を行うとともに、独自施策システム等標準化対象外のシステム改修に係る経費等、実情に応じた額を確実に措置すること。

また、移行スケジュールについては、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、都市自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うなど、柔軟に対応すること。

さらに、将来的なシステムに係る経費負担などをよく検証し、デジタルイノベーションを可能とするべく国及び地方公共団体相互においてより良い方策を継続して検討していくこと。

5. ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないように、万全を期すとともに、障害が発生することのないようシステムを冗長化するなど適切な対応を図ること。

また、利用料については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行ったうえで、現行の運用コストよりも負担増とならないよう、都市自治体の意見を丁寧に聴きながら早急に示すこと。

さらに、各自治体が検討して実施すべき手順や契約のひな型、バックアップの構築等を、早急に具体的かつ解りやすく示し、専門人材を派遣するなど、自治体の過度な負担増とならないよう支援すること。

6. 個人情報保護について、今年度から改正された個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールによる運用となったことや個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として分かりやすく丁寧に説明すること。

7. マイナンバー制度の安全性や信頼性の確保に向け、丁寧かつ十分で分かりやすい説明に努め、制度に関する知識啓発を行いながら、マイナンバーカードの安全性と利便性の両立を可能とする仕組みの構築を図ること。  
また、行政手続きのオンライン件数の増大が見込まれることから、マイナポータルの可用性に十分留意すること。
8. アドレス・ベース・レジストリについて、令和7年度の本格運用を目指し、関係行政機関等と協力し必要な対応を進めるとされているが、都市自治体に対し過度な負担が生じないように、具体的な作業内容やスケジュール等を早期に示すとともに、必要な支援策を講じること。
9. 重点計画に掲げられた具体的な施策については、早期に住民がその恩恵を享受できるよう、広く普及しているスマートフォン等のデジタル機器や技術を考慮し、ユーザオリエンテッドなサービスや情報システムの導入、セキュリティ対策を検討すること。
10. 重点計画では、様々な項目において目標時期や数値目標等が示されているが、各都市自治体においては、推進体制や予算を確保したうえで工程表等に基づき計画的に進める必要があることから、国においては、迅速な情報提供を行うとともに、より具体的なスケジュール等を早急に示すこと。
11. 重点計画に基づいてデジタル社会の実現に向けた具体的な施策が講じられることから、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画の策定等に当たっては、本会对し、できる限り十分な時間的余裕をもって意見聴取すること。

令和5年6月1日

全国市長会